

第12回 特許権が侵害されたら？ 対策は？

特許制度の確立

自社の研究開発の成果である知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権など）を独占排他的に活用できる制度によって、競業他社による模倣を抑制し、既に費やした研究開発投資を回収し、新たな研究に資することができるシステムが確立されています。

知的財産について権利を取得し、法による保護を受けることにより、競合他社から知的財産権の侵害を受けることを防止できます。

模倣からまもるための登録！

企業努力によって競争力がついた商品・製品を競合他社が模倣してきたときは、その模倣商品・製品の製造・販売を中止させる（差止請求権といいます。）ことができます。

自社が有している特許発明の内容を明らかにし、競合他社の商品・製品が抵触している（特許発明の技術的範囲に属している。）ことを説明し、差止請求権を発動する旨を内容証明郵便にて警告します。

損害が生じたら賠償するように請求する！

競業他社の模倣品のせいで自社商品・製品の販売量が減ったときは、損害賠償請求権を発動します。

自社の損害額が立証できないときは、競業他社が模倣品によって得ている利益額を請求したり、ロイヤリティー相当額（実施料。例えば、工場出し価格の5%）を請求したりします。

不当利得の返還を請求する！

競業他社が模倣品の製造・販売によって利益を上げているときは、自社の特許発明の無断実施による不当な利益ですから、これを返還するように請求します。

時効に注意！

損害賠償請求権は3年、不当利得返還請求権は10年が時効です。

差止請求権は、競業他社の過去の製造・販売には及ばず、将来に向けて効果があるだけです。

将来に向けての差止請求と、過去分についての損害賠償請求！

模倣品を見つけたら、直ちに製造・販売の中止を求めると同時に、過去の製造・販売分についての損害賠償を請求することとなります。

和解による解決が先き！

内容証明郵便による書面の往復によって、和解の道をさぐるのが先きです。

競業他社が、模倣品の製造・販売を中止することに同意したり、設計変更することに同意したり、ロイヤリティー（実施料）を支払うことに同意したりしたときは、契約（一時金の支払いを含む。）によって一挙に解決できます。

いよいよのときは、提訴！

和解による解決が困難となったときは、裁判を提起します。提訴に際しては、最初に、費用対効果を考慮した自社の方針を明確にしておき、その実現を目指し、方針が揺るがないようにすることが重要です。

商標権が侵害されたときの対策！

競業他社が、自社の「登録商標」を「登録された指定商品（又はサービス）」である商品そのもの、包装、宣伝広告などに使用してきたときは、上記特許発明の場合と同じく、差止請求権、損害賠償請求権などを発動します。

実用新案権又は意匠権が侵害されたときの対策！

競業他社が自社の実用新案権を侵害する商品・製品を製造・販売してきたときは、先ず特許庁に対し、「評価書」の請求をし、その結果を見て、上記特許発明の場合と同じく、差止請求権、損害賠償請求権などを発動します。

意匠権については、このような「評価書」の請求は必要ありません。

次回（第13回）は、

「他人の特許成立を妨げる方策！」についてお話しをします。